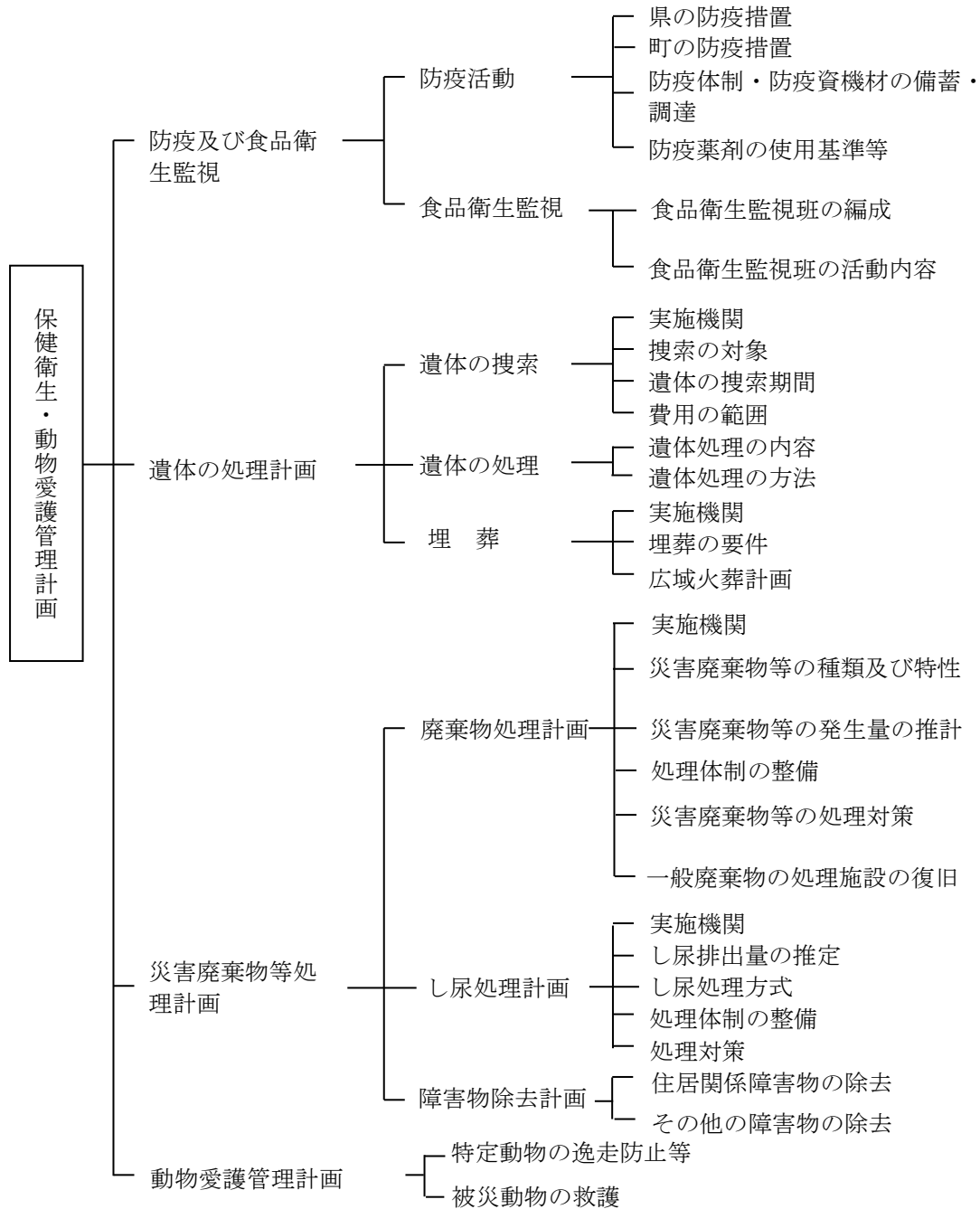


第 1 1 章 保健衛生・動物愛護管理計画

基本的な考え方

災害の発生により、被災地では大量のゴミやがれきの発生、また、多数の死者・行方不明者の発生さらには伝染病や食中毒等の発生も危惧され、また、人に危害を加える恐れのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。

被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要があることから、必要な措置について定める。



## 第1節 防疫及び食品衛生監視

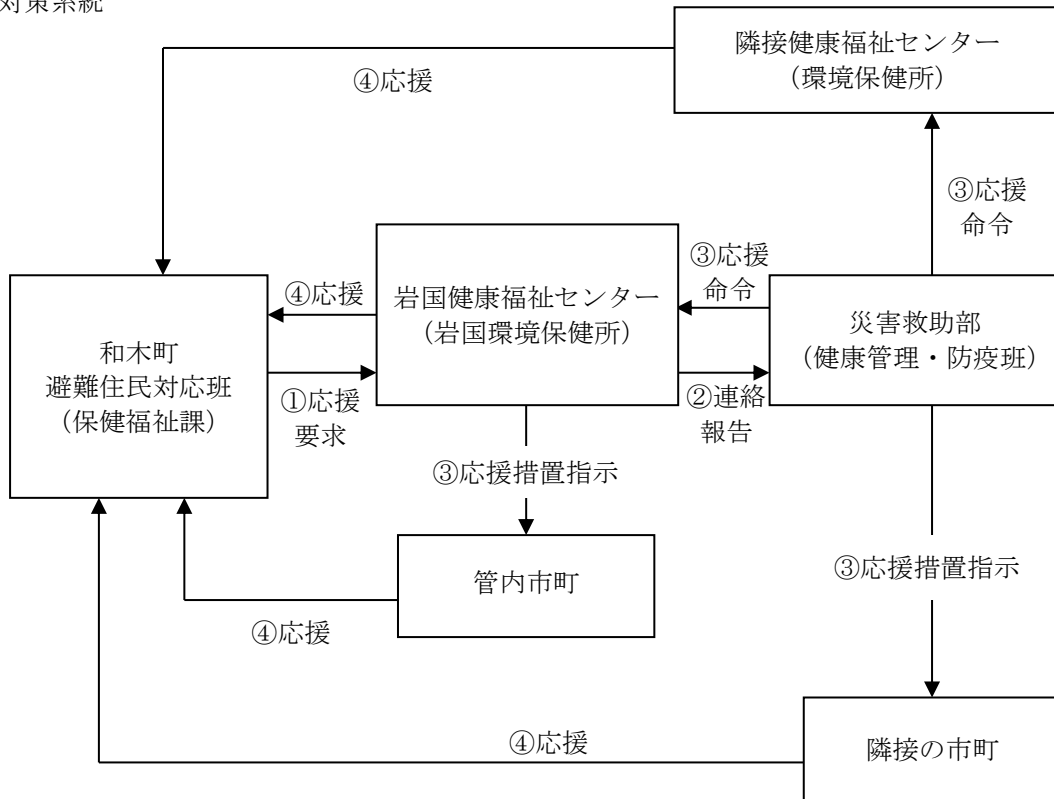
災害時においては、断水、家屋の浸水等の発生に伴う感染症の発生、また、停電や断水による冷凍機能の低下や飲料水の汚染等を原因とする食中毒の発生が危惧される。

このため、家屋内外の消毒の実施、感染症、食中毒発生防止のための予防措置及び応急対応を実施する。

### 第1項 防疫活動

災害時における防疫は、県の指示・命令に基づき町長が実施するものであるが、被災した町のみによることは困難であることから、被災市町、県及び他の市町が相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

対策系統



### 1 県の防疫措置

#### (1) 防疫組織

災害救助部健康管理・防疫班及び健康福祉センター（環境保健所）に防疫活動を統括する医師1名を置くとともに、防疫班及び検病調査班を設置する。

防疫班及び検病調査班の編成は、次の基準とし、状況に応じて医師等を編入する等弾力的な班編成とする。

防 疫 班	衛生技術者1名・事務職員1名・作業員1名
検 病 調 査 班	保健師又は看護師2名

#### (2) 措置事項

##### ア 市町指導

岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所所長）は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第27条、第28条及び第29条により災害の状況に応じて職員を現地に派遣し、町が実施する防疫活動等の必要な措置を指導する。

イ 応援の措置

- (ア) 災害救助部長は、町から防疫班及び検病調査班の応援要請があった場合又は防疫措置の必要を認めた場合は、直轄防疫班及び検病調査班を派遣する。
- (イ) 岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所長）は、町から要請を受けた場合、直ちに、健康管理・防疫班に報告するとともに、管内市町による応援措置について、調整指示を行う。
- (ウ) 健康管理・防疫班は、岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所長）から防疫措置についての応援要請にかかる連絡を受けた場合は、直ちに次の措置をとる。
- ・区域外の健康福祉センター（環境保健所）等で編成する県直轄防疫班及び検病調査班の派遣
  - ・区域外の市町に対する応援の指示又は応援の調整
- (エ) 被災地を管轄する健康福祉センター所長（保健環境部長）の指揮のもとに、それぞれ次の業務実施基準に従い、迅速かつ的確に行うものとする。

防疫班	①浸水家屋、下水その他不潔場所の消毒を実施する。 ②避難場所の便所その他不潔場所の消毒を実施する。 ③井戸の消毒を実施する。 ④感染症患者の住居の消毒を実施する。 ⑤ねずみ族昆虫等の駆除について地域、期間を定めて実施する。 ⑥生活用水の停止期間中、生活用水の供給の指示を町に対して行う。 ⑦被災地域の清掃を実施する。 ⑧感染症発生予防の広報（ポスターの掲示・チラシの配布・広報車の活用により行う。）
検病調査班	①災害状況により、被災地の検病調査を実施する。 ・滞水地域 ----- 週1回以上 ・避難所等 ----- 状況に応じた適切な回数 ②被災地の全井戸について細菌検査を実施し、その結果に基づき、使用の禁止又は許可をする。 ③一類及び二類感染症患者に対し入院の勧告をする。 ④健康診断を実施する。 ⑤就業制限を実施する。 ⑥災害の状況及び感染症発生状況により、種類、対象、期間を定めて予防接種を実施する。

ウ 町に対する指示及び命令

- (ア) 法に基づく指示
- ・感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示（第27条第2項）
  - ・ねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示（第28条第2項）
  - ・物件に係る措置に関する指示（第29条第2項）
  - ・生活用水供給の指示（第31条第2項）
- (イ) 予防接種法に基づく命令
- ・臨時予防接種に関する命令（第6条）

エ 代執行

町における被害が甚大であるため又は町の機能が著しく阻害されているため、知事の指示、命令により町長が行うべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると認めるときは、知事は、代執行を行うものとする。

オ 健康診断の実施

検病調査の結果、必要に応じて健康診断を実施する。（法第17条）

(3) 記録の整備

災害による防疫活動を実施した場合は、関係書類を整備保管するものとする。

2 町の防疫措置

町は、災害の種類、程度に応じた防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び被災家屋等の消毒、ねずみ族昆虫駆除等を行う。

(1) 防疫活動組織

防疫箇所	使用薬剤等
井戸水	水質検査で使用可能となるまで使用しない。止むを得ず使用する場合は、汲み取った水を煮沸するか、次亜塩素酸ナトリウムを規定の量を加える。
浸水家屋内	水洗又は水拭き後、必要により適度に希釈した逆性石鹼の噴霧又は浸した布で清拭する。
乾燥しにくい床下	必要により適度に希釈したクレゾール石鹼液を噴霧又は散布する。
汚水が付着した壁面	水洗後、適度に希釈した逆性石鹼又はクレゾール石鹼液を浸した布で清拭する。 なお、水洗、日光消毒で十分と思われる箇所は必ずしも必要はない。
汚物の堆積した場所	できるだけ汚物を除去した後、必要によりねずみ族・昆虫等の駆除のため、殺そ剤・殺虫剤を散布する。

町は被災地の防疫活動を迅速に実施するため、県に準じ防疫班及び検病調査班を編成する。この場合、町の実情により、検病調査班は、防疫班と兼ねて編成することができるものとする。

検病調査班及び防疫班編成基準

防疫班	衛生技術者 1 名・事務職員 1 名・作業員 1 名
検病調査班	保健師 2 名

(2) 防疫活動の内容

岩国健康福祉センター所長（岩国環境保健所長）の指揮のもとに、それぞれ県が実施する業務内容に準じて行うものとする。

3 防疫体制・防疫資機材の備蓄・調達

(1) 町は、防疫及び保健衛生用資機材の備蓄及び調達計画をたてておくものとする。

(2) 資機材の保有状況の把握

町は、毎年、町の防疫用資機材等の保有状況を把握し、所要の資料を整備するものとする。

4 防疫薬剤の使用基準等

(1) 防疫薬剤の使用にあたっては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」第 14 条及び 15 条に定めるところによるものとする。

なお、消毒及び駆除のための薬剤の散布にあたっては、実施する者の安全並びに対象となる場所の周辺住民の健康及び環境への配慮への影響に留意するものとする。

防疫薬剤及び方法

(2) 所要薬剤の状況把握

健康福祉センター（環境保健所）は、災害発生時の防疫活動に備えて、管内業者の薬剤在庫量を把握し、所要の資料を整備しておくものとする。

第 2 項 食品衛生監視

災害時には停電・断水等により、食品の保存性の低下、飲料水の汚染等を招くことから、飲食に起因する危害の発生が、被災直後から危惧される状況となる。

このため、町は必要に応じて食品衛生監視班（避難住民対応班（保健福祉課）、復旧対応班（住民サービス課））による監視指導を行い、食品の衛生確保を図る。

1 食品衛生監視班の編成

1 班あたりの構成は、2 名とし、状況に応じて増員する。

2 食品衛生監視班の活動内容

食品衛生監視班は、健康福祉センター所長（保健環境部長）の指揮のもとに、次の活動を行う。

(1) 救護食品の製造、運搬、保管、喫食等における衛生管理指導及び検査

(2) ライフラインに被害のあった地区の食品関係営業施設の監視指導及び使用水の簡易検査

- (3) 継続的に食糧供給が必要な施設（特に老人ホーム等）の食品衛生指導
- (4) その他必要と判断される食品衛生指導

## 第2節 遺体の処理計画

大規模災害では、多数の死者や行方不明者の発生が予想されるが、これらの者の対応について遅滞なく捜索、遺体処理、埋葬が段階ごとに的確かつ迅速に処理されることは、被災地における人心の安定を図るうえで重要であることから、実施について必要な事項を定める。

### 第1項 遺体の捜索

遺体の捜索は、災害により死亡した者の遺体の所在等を明らかにしないまま放置することは人道上許されないこと、また、被災後の人心の安定を図る上からも必要であることから実施するものである。

#### 1 実施機関

##### (1) 町

遺体の捜索は、町長において賃金職員等を雇い上げ、日赤奉仕団の協力も得ながら捜索に必要な機械器具等を借上げて実施するものとする。

##### (2) 県

町からの要請に基づき、遺体の捜索について関係機関との連絡調整に当たり、捜索作業が円滑に実施できるよう支援する。

##### (3) 警察

警備活動に付随し、町が行う遺体の捜索に協力する。

##### (4) 海上保安部・署

ア 行方不明の届出の受理、情報の入手に努め、行方不明者の調査を積極的に実施する。

イ 行方不明者については、巡視船艇又は航空機を使用して捜索に当たる。

ウ 必要に応じて本部に応援を求め、捜索に当たる。

エ 町が行う遺体捜索に協力する。

#### 2 捜索の対象

対象となる者は、行方不明の状態にある者で、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者に対して行う。

なお、この捜索は、死亡者の居住地、住家の状況及び死亡の原因等に関係なく、その者のり災場所が対象となるものである。

#### 3 遺体の捜索期間

(1) 救助法が適用された場合は、災害発生の日から10日以内とする。

(2) 上記期間内の捜索が困難と思われるときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間延長（特別基準）の協議を行うものとする。

#### 4 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる費用の範囲は、次による。

##### (1) 借上費又は購入費

船艇その他捜索のために必要な機械器具の借上費又は購入費で直接捜索作業に使用したものに限る

##### (2) 修繕費

捜索のために使用した機械器具の修繕費

##### (3) 燃料費

機械器具の使用に必要なガソリン代・石油代、捜索作業を行う場合の照明用灯油代等

### 第2項 遺体の処理

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期にあるため、遺体識別等のための洗浄、縫合、消毒の処置、遺体の一時保存あるいは検案を行うことができない場合に、応急救助として、これらの処置を実施するものである。

## 1 遺体処理の内容

### (1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置

遺体の識別のための処置として行う。

### (2) 遺体の一時保存

遺体の身元識別のために相当な時間を必要とし、又は死亡者が多数のため短期間に埋葬ができない場合において、和木町斎場及び道海公園内に設置する施設に収容して、埋葬等の処置をするまで保存する。

### (3) 検案

ア 遺体について検案を行い、必要に応じて医学的検査を行う。

イ 検案は、遺体の処理として行う場合は、救護班又は医師により行う。

## 2 遺体処理の方法

### (1) 実施機関

#### ア 町

遺体の処理は、町（復旧対応班（住民サービス課））が行う。

#### (ア) 遺体の処理（遺体の洗浄、縫合、消毒等）

救護班又は医師により行う。

#### (イ) 遺体の収容及び一時保存

和木町斎場及び道海公園内に設置する施設に遺体収容所を開設し、収容する。

この場合、既存施設において収容スペースが不足する場合は、道海公園内に天幕、幕張り等の設備をする。

#### (ウ) 警察、海上保安部・署による検視及び救護班等による検案を終えた遺体を、関係機関等の協力を得て遺体収容所に輸送する。

#### (エ) 遺体の身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成の上納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。

また、遺体収容所等において埋火葬許可証を発行する。

#### イ 県

救助法が適用された災害の場合、遺体処理に必要な措置を行う。

#### (ア) 遺体収容所へ救護班を出動させ、遺体の検案及びこれに必要な措置(町が実施する業務)を行う。

このため、救護班の医療活動と検案との業務の仕訳等についてあらかじめ整理しておく。

#### (イ) 町の行う遺体の輸送を含む全般的事項について、町及び関係機関と必要な連絡調整を行う。

#### (ウ) 警察の協力を得て、行方不明者の搜索の相談に当たるとともに、身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

#### ウ 日赤山口県支部

救助法が適用された災害の場合は、知事の委託に基づき救護班を派遣して、遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

### (2) 遺体処理期間

災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に遺体の処理を打ち切ることができないときは、知事は内閣総理大臣に対し、期間の延長（特別基準）を協議する。

### (3) 遺体の処理に関する費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲限度は、次による。

#### ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用

#### イ 遺体の一時保存のための費用

#### ウ 検案に要する費用

(ア) 通常の場合は、救護班により実施するので費用は支出しない。

(イ) 一般開業医によって行われた場合は、当該地域の慣行料金の額以内を実費弁償する。

### (4) 救助法適用地域以外の遺体の処理

救助法適用地域の遺体が、救助法適用地域以外の地域に漂着した場合の遺体については、法適用地域が社会的混乱のため、遺体の取引ができない場合に限り、次により取り扱う。

- ア 遺体の身元が判明している場合
- (ア) 県内の他の市町に漂着した場合  
当該地の市町長は、知事の補助機関として遺体処理を実施するものとし、その費用は県が負担する。
- (イ) 他の県内の市町村に漂着した場合  
漂着地の市町村において処理されるものとし、その費用については、救助法35条の規程により求償を受ける。
- イ 遺体の身元が判明していない場合
- (ア) 身元が判明しない場合であっても、遺体が被災地から漂着したものであると推定できる場合は、上記アと同様に取扱うものとする。
- (イ) 身元が判明せず、かつ被災地から漂着したものであるとの推定ができない場合は、漂着地の市町村長が、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の規定により処理するものとする。

### 第3項 埋葬

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱のため、資力の有無に係わらず埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に、遺体の応急的な埋葬を実施するものである。

#### 1 実施機関

- (1) 遺体の埋葬は、町（復旧対応班（住民サービス課））が実施する。
- (2) 県は、町が行う埋葬に係る全般的事項について協力するとともに、関係機関との間に必要な連絡調整を行う。

#### 2 埋葬の要件

##### (1) 埋葬の要件

ア 対象となる者は、災害時の混乱の際に死亡した者（災害の混乱の際に死亡したものであれば、直接災害により死亡したものに限らない。また、災害発生の日以前に死亡した者であっても、葬祭が終わっていない者も含まれる。）

イ 災害のため次のような理由で、埋葬を行うことが困難な場合

- (ア) 緊急避難を要するため、時間的、労力的に埋葬を行うことが困難であるとき
- (イ) 墓地又は火葬場が浸水又は流出、破損し、個人の力では埋葬を行うことが困難であるとき
- (ウ) 経済的機構の一時的混乱のため、棺、骨つぼ等が入手できないとき
- (エ) 埋葬すべき遺族がいなかったり又はいても高齢者、幼年者等で埋葬を行うことが困難であるとき

##### (2) 埋葬の方法

埋葬は、救助の実施機関（町長）が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

埋葬は、原則として火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡す。この場合、外国人、宗教等の違いにより火葬が必ずしも適当な処置とならないことに留意する必要がある。

ア 町は、遺体を火葬する場合は、「災害遺体埋葬送付票」を作成の上、指定された火葬場に送付する。

イ 市町は、遺骨及び遺留品の整理のため「遺骨及び遺留品処理票」を付し、所要の保管場所に一時保管する。

ウ 家族その他の者から遺骨及び遺留品の引き取りの希望があった場合は、「遺骨及び遺留品処理票」を整理の上引き渡す。

##### (3) 身元不明遺体の遺骨の取り扱い

ア 身元不明の遺体については、警察機関と連絡し調査に当たるとともに、埋葬は土葬とする。

イ 身元不明の遺体の取り扱いについては、遺品の保管、遺体の撮影及び性別、年齢、容貌、身体的特徴等を記録する。

ウ 事故等による遺体については、警察機関から引継ぎを受けた後、埋葬する。

エ 火葬に付した身元不明遺体の遺骨は、遺留品とともに所定の場所に保管し、身元の判明に努めるが、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとして、所定の納骨堂等に移管する。

警察は、町に協力して身元不明遺体の引取人を調査する。埋葬は、救助の実施機関(町長)が現物給付することを原則とし、棺、骨つぼ等埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨の役務の提供をする。

(4) 埋葬の実施期間

救助法が適用された災害の場合は、災害発生の日から10日以内とする。ただし、この期間内に埋葬を打切ることができないときは、知事は、内閣総理大臣に対し期間の延長(特別基準)を協議する。

(5) 費用の範囲

救助法適用災害にかかる国庫負担の対象となる経費の範囲は、次による。

ア 棺(付属品を含む。)

イ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費及び輸送費を含む。)

ウ 骨つぼ及び骨箱

エ 埋葬の際の供花代、読経代、酒代等はこの対象としない。

(6) 必要施設の確保

町は、毎年、町内の火葬場処理能力の把握に努め、所要の整理を行っておくものとする。

また、近隣県の施設利用について、災害時における支援協力にかかる依頼、手続等にかかる事務処理体制を整備しておくものとする。

(7) 体制の確保

町は、平常作業及び臨時雇い上げ等により埋葬体制を確立するとともに、あらかじめ棺、骨つぼの調達が迅速に図られるよう、業者との連携体制を確保する。

3 広域火葬計画

(1) 基本方針

広域火葬が必要となった場合は、死者への尊厳と遺族への配慮を失することのないよう行動することを基本とし、山口県広域火葬実施要領に基づき広域火葬を実施するものとする。

(2) 処理体制等

ア 大規模災害時には、多数の埋葬を必要とすることから、県は、近隣市町、関係者、業界等との間に応援協力態勢を整えておく。

イ 県は、山口県広域火葬実施要領に基づき、市町と連携した広域的な埋葬(火葬)に必要な対応を行うほか、埋葬業者、その他の事業者との協力により、霊柩車、ドライアイス、柩、骨つぼ等の確保についての情報提供、調整を行う。また、関係部局等の協力による搬送体制の確立を図るものとする。

ウ 県は、広域的な視点から、遺体の円滑な埋葬(火葬)を支援するため、厚生労働省の火葬データベースを活用する。

エ 町は必要に応じ、県を通じて近隣市町、他県からの人員及び資材の応援を得て実施する。

### 第3節 災害廃棄物等処理計画

地震等による大規模災害では、建物倒壊、落下物、火災等による廃棄物が多量に発生し、応急対策、住民の日常生活等に著しい障害を及ぼすおそれがある。また、下水道施設の被害によるし尿処理も困難になることが想定される。このため、ゴミ処理、し尿処理、障害物の除去に必要な事項について定める。

なお、津波堆積物やし尿を含む災害廃棄物等の処理については、別に「災害廃棄物処理マニュアル」を定め、それに基づき処理するものとする。

#### 第1項 廃棄物処理計画

##### 1 実施機関



(1) 町

- ア 被災地域の廃棄物等の処理は、町長（復旧対応班（住民サービス課））が実施する。
- イ 大規模災害時により大量の廃棄物が発生した場合においても円滑な処理が行えるよう、災害廃棄物処理計画を策定するとともに、県内市町、関係団体、民間事業者等との相互協力体制の整備や的確な体制の運営を図る。

(2) 県（環境生活部廃棄物・リサイクル対策課）

- ア 被災地域を管轄する健康福祉センター（環境保健所）は、災害廃棄物処理対策に関する技術援助を行う。
- イ 健康福祉センター（環境保健所）相互間、市町相互間及び関係団体の応援の調整、指示を行うとともに、あらかじめ市町と協議の上、市町間の補完体制を整えておくものとする。
- ウ 国や他県の応援を必要とする場合や被災市町からの要請に基づく代行措置等に備え、所要の体制を整備するものとする。
- エ 市町の災害廃棄物処理計画の策定促進を図るとともに、上記の相互協力体制が的確に運営できるための対策を講じておくこととする。

(3) 対策系統

2 災害廃棄物等の種類及び特性

災害発生時に処理するごみは、災害により排出されるものと一般生活により発生するものがあり、その種類及び特性に応じた処理が必要となる。

災害廃棄物		内 容	特 性
災害 によ って 発生 する 廃棄 物	可燃物	繊維類、紙、木くず、プラスチック等が混在した廃棄物	分別可能な場合はリサイクル可能 分別不可能な場合は適正処理
	不燃物	分別することのできない細かなコンクリートや木くず、プラスチック、ガラス、土砂などが混在し、概ね不燃性の廃棄物	リサイクル不可 適正処理
	コンクリートがら	コンクリート片やコンクリートブロック、アスファルトくずなど	リサイクル可能
	金属くず	鉄骨や鉄筋、アルミ材など	リサイクル可能
	木くず	柱、梁、壁材、水害または津波などによる流木	リサイクル可能
	腐敗性廃棄物	畳や被災冷蔵庫等から排出される食品、水産加工場や飼肥料工場等から発生する原料及び製品	腐敗性のため基本的には、リサイクル不可、可燃物として適正処理（市町の施設では困難）
	廃家電	被災家屋から排出されるテレビ、洗濯機、エアコンなどの家電類で、災害により被害を受け使用できなくなったもの	リサイクル可能なものは、各リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理
	廃自動車	災害により被害を受け使用できなくなった自動車、自動二輪車、原動機付き自転車	リサイクル可能なものは、リサイクル法により処理 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理（市町の施設では困難）
	廃船舶	災害により被害を受け使用できなくなった船舶	リサイクル可能 リサイクル不可能なものは不燃物として適正処理（市町の施設では困難）

	有害廃棄物	石綿含有廃棄物、PCB、感染性廃棄物、化学物質、フロン類、テトラクロロエチレン等の有害物質、医薬品類、農薬類の有害廃棄物等	適正処理(市町の施設では困難)
	その他適正処理が困難な廃棄物	消火器、ボンベ類などの危険物や、ピアノ、マットレスなどの地方公共団体の施設では処理が困難なもの(レントゲンや非破壊検査用の放射線源を含む)、漁網、石膏ボードなど	適正処理(市町の施設では困難)
土砂及び津波堆積物等		水害等で発生する土砂の他、海底の土砂やヘドロが津波により陸上に打ち上げられ堆積したものや陸上に存在していた農地土壌等が巻き込まれたもの	有害物などを含まない状態でリサイクル可能 有害物質が混入している場合は適正処理
思い出の品等		写真、位牌、賞状、貴重品等	返還を想定した回収・保管管理
生活に伴い発生する災害廃棄物	生活ごみ	家庭から排出される生活ごみや粗大ごみ	分別可能なものはリサイクル可能
	避難所ゴミ	避難所から出される生活ごみ	分別不能なものは適正処理
	し尿	仮設トイレ(災害用簡易組み立てトイレ、レンタルトイレ及び他市町、関係業界等から提供された汲み取り式トイレの総称)等からの汲み取りし尿	適正処理

### 3 災害廃棄物等の発生量の推計

災害廃棄物等の種類別発生量については、次の指標を用いて推計する。

#### (1) 災害廃棄物発生量

項目	計算式、パラメーター等
災害廃棄物発生量	被害を受けた建物の総床面積×面積あたり廃棄物重量=(全壊・焼失棟数)×1棟あたり床面積×床面積あたりの廃棄物発生量
床面積あたりの廃棄物発生量	木造:0.6トン/㎡、非木造:1.0トン/㎡ 火災による焼失:0.23トン/㎡
津波浸水ごみの1棟あたり廃棄物発生量	116トン/棟
1棟あたり平均床面積	木造:118㎡/棟、非木造:329㎡/棟

#### (2) 津波堆積物発生量

項目	計算式、パラメーター等
津波堆積物発生量	津波浸水面積×平均津波堆積高×堆積重量換算係数
堆積重量換算係数	1.10~1.46トン/㎡

#### (3) 災害廃棄物の種類別内訳比率

項目	水害、液状化、揺れ、津波	火災	
		木造	非木造
可燃物	18%	0.1%	0.1%
不燃物	18%	65%	20%
コンクリートがら	5.2%	31%	76%
金属	6.6%	4%	4%
柱角材	5.4%	0%	0%

(4) 避難所から発生する生活ごみ量

項目	計算式、パラメーター等
避難所から発生する生活ごみ量	災害時における避難者数×一人1日平均排出量
一人1日平均量	生活系ごみ収集量×収集人口

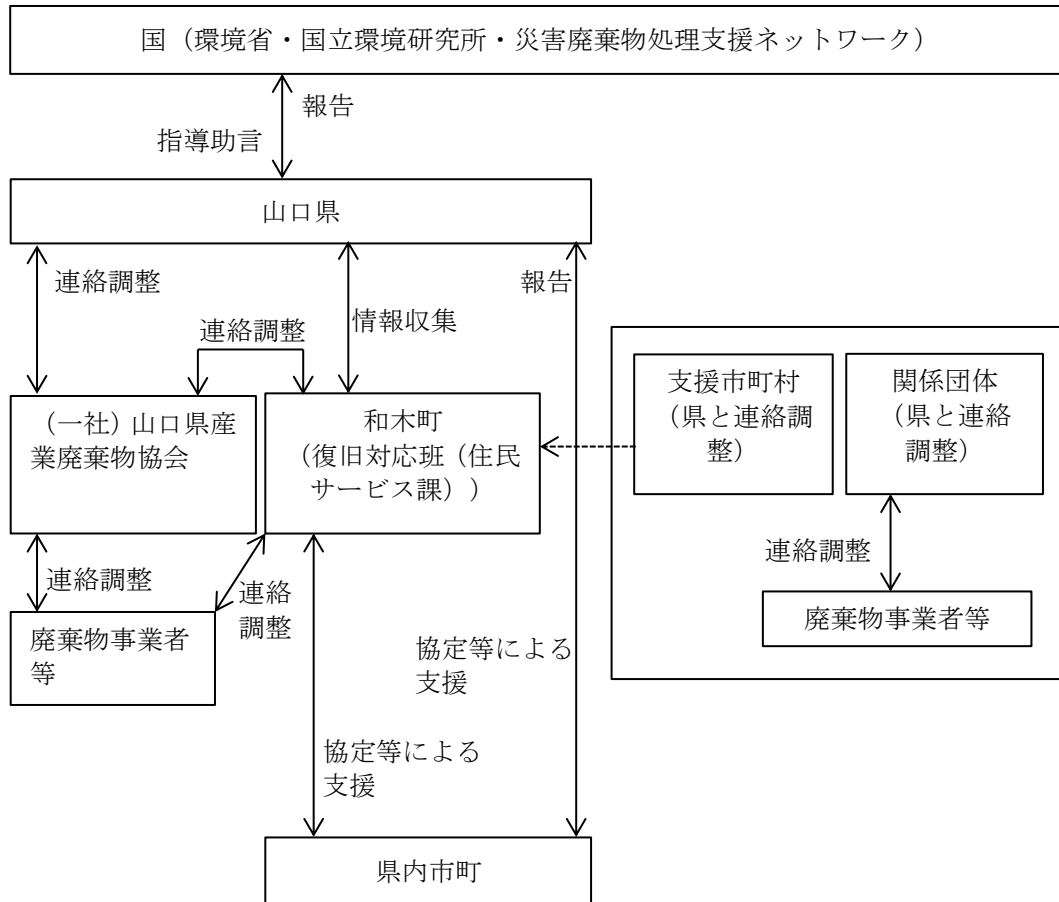
4 処理体制の整備

(1) 町（復旧対応班（住民サービス課））は、平常作業及び臨時雇い上げによる応援体制を確立し、必要に応じ県を通じて近隣市町、他県から人員及び資機材の応援を得て実施する。

このため、町（復旧対応班（住民サービス課））は、あらかじめ、民間の廃棄物処理関連業界に対して、災害時における人員、資機材等の確保に関し、迅速かつ積極的な協力が得られるよう協力体制を整えるとともに、応援受け入れ体制、作業手順について所要の対策を講じておくものとする。

なお、被害が甚大で、町が自ら処理することが困難であり、地方自治法第252条の14の規定に基づく事務の委託があった場合は、県が災害廃棄物の処理を実施することができる。

(2) 対策系統



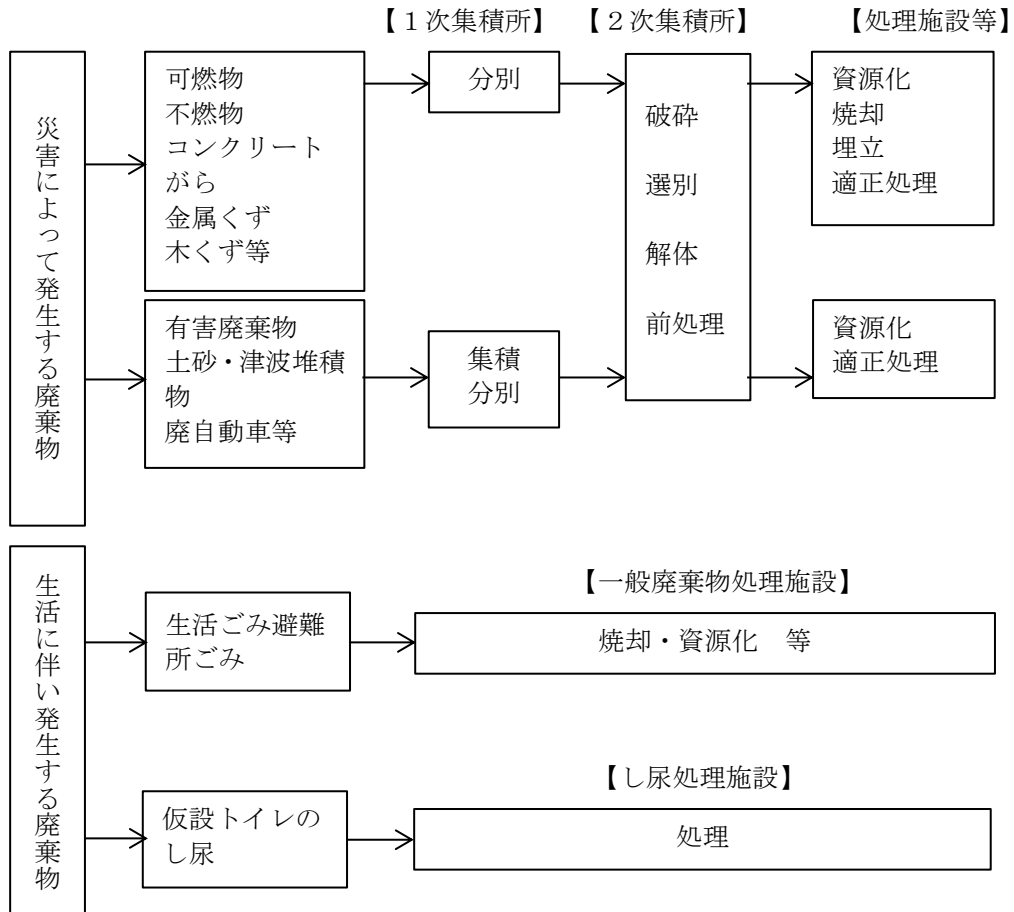
5 災害廃棄物等の処理対策

(1) 処理計画

被災地の人心安定及び速やかな環境衛生の保全を確保するため、町は災害廃棄物の発生量、処理可能量等の推計を基に、具体的な処理方針や処理計画を決定し、緊急度等を勘案して、迅速かつ適切な処理を実施する。

(2) 処理フロー

災害廃棄物等の収集、処分は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に定める基準により迅速かつ適切に行う必要がある。また、処理にあたっては、適切な分別を行うことにより、可能なリサイクルに努めるとともに、環境汚染の未然防止又は住民、作業者の健康管理のため、適切な措置を講じる。



(3) 処理運搬体制

ア 町（復旧対応班（住民サービス課））は、一般家庭から排出される生ごみ、破損家財ゴミ等、生活上速やかに処理を必要とするごみについては、収集可能となった時点からできる限り早急に収集する。

イ 収集運搬体制

清掃班（1班）の編成基準

種別	数量	備考	
運搬車（トラック）	1台	※ 一班で1日20戸を処理する。	
作業員	8～10人		
所要器具	スコップ		作業員相応
	とび口		
	手ミ		

(4) 仮置場（一時集積場所・二次集積場所）の選定・確保、仮設焼却場の設置

ア 町（復旧対応班（住民サービス課））は、焼却施設が被災することも考慮にいれ、廃棄物の集積場所及び処理施設の確保を図る。その際、必要な広さを有し、環境衛生に支障のない公有地等を利用し、仮置き場（一次集積所）とするなどの対策を講じる。

項目	計算式、パラメーター等
面積	集積量÷見かけ比重÷積み上げ高さ×（1＋作業スペース割合）
集積量	災害廃棄物等の発生量－処理量
処理量	災害廃棄物等の発生量÷処理期間
見かけ比重	可燃物 0.4（t/m <sup>3</sup> ）、不燃物 1.1（t/m <sup>3</sup> ）
積み上げ高さ	5m 以下が望ましい
作業スペース割合	0.8～1

イ 災害時には、粗大ごみ、不燃ごみを始め、多様な廃棄物が大量に排出されることから、町は、災害廃棄物の迅速かつ適切な分類・処理・処分に必要な仮置き場（二次集積場所）の確保や仮設焼却場の設置等の方策を講じる。

ウ 仮設場（一次・二次集積所）の選定にあたっては、主に下記の点に留意する。

分類	留意点
仮設場（一次・二次集積所）全般	<ol style="list-style-type: none"> <li>候補地は、以下の点を考慮して選定すること                     <ol style="list-style-type: none"> <li>公園、グラウンド、公民館、廃棄物処理施設、港湾（水域※を含む）等の公有地（町有地、県有地、国有地等）※船舶の係留地</li> <li>未利用工場跡地等で長期間利用が見込まれない民有地（借り上げ）</li> <li>二次災害や環境、地域の基幹産業への影響が小さい地域</li> <li>応急仮設住宅など他の土地利用のニーズの有無</li> </ol>                     ※ただし、空地等は災害時に自衛隊の野営場や避難所・応急仮設住宅等に優先的に利用されることが多くなることを考慮する必要がある。                 </li> <li>仮設場の候補地については、できる限り土壤汚染の有無を事前に把握すること</li> <li>特に田畑等を仮置場として使用する場合は、環境上の配慮が必要となること。</li> <li>津波の被災地においては、降雨時等に災害廃棄物からの塩類の溶出が予想されることから、塩類が溶出しても問題のない場所の選定や遮水シート敷設等による漏出対策を施す必要があること。</li> <li>二次災害の恐れのない場所であること。</li> </ol>
一次集積所	<ol style="list-style-type: none"> <li>被災地内の公園や空き地等、できる限り被災者の生活場所に近い所に設定すること</li> <li>住民やボランティアによる持ち込みがあることから、仮置き場の場所や分別方式については、災害初動時に周知する必要があること</li> <li>初期の災害廃棄物の撤去が、被災者やボランティアによる作業になるため、分別や排出方法をわかりやすく説明した資料を配布・共有しておくこと。</li> </ol>
二次集積所	<ol style="list-style-type: none"> <li>災害廃棄物を集積して処理することを踏まえ、その位置を考慮して設定すること。</li> <li>災害廃棄物の推計発生量、解体撤去作業の進行、施設の処理能力等を勘案して、十分な容量を持つ場所とすること。</li> <li>災害廃棄物の発生状況と効率的な搬入シート、アクセス道路（搬入路）の幅員、処理施設等への効率的な搬出ルート进行を想定、考慮すること。</li> <li>搬入時の交通、昼間処理作業による周辺住民、環境への影響が少ない場所とする。</li> <li>グラウンドや海水浴場等を使用した場合は、後日、ガラス片等を取り除く対応が必要であること。また、特に私有地の場合、二次汚染を防止するための対策と現状復帰の時の汚染確認方法を事前に作成して、地権者や住民に提案することが望ましい。</li> </ol>

エ 必要器材、人員

災害廃棄物等の発生量や仮置場の状況に応じて、必要な重機や人員を積算する。

(5) 環境対策

町（復旧対応班（住民サービス課））は、地域住民の生活環境への影響を防止するために、大気質、騒音・震動、土壌、臭気、水質等の環境モニタリングを行い、被災後の状況を確認し、情報の提供を行う。

(6) 倒壊家屋等の解体・撤去

ア 鉄骨造り、鉄筋コンクリート造り等非木造建物の倒壊、解体時に生じる廃棄物（以下「がれき」という。）については、上記の初動対応終了後、速やかに次により計画的に処理する。

(ア) 町（復旧対応班（住民サービス課、都市建設課））は、がれきの発生量を把握するとともに、がれきの処理計画を災害廃棄物処理計画内にとりまとめ、計画的な処理を行う。

(イ) 県は、町の処理計画を取りまとめた全体処理計画を作成するとともに、必要に応じ、町の参加する協議会の設置等による情報収集・提供及び相互の協力体制づくりを推進する。

イ 解体工事及び廃棄物の運搬は、原則として建物の所有者に協議の上、町又は工事請負業者が行うこととし、県はこれらの廃棄物の処分について、情報の提供、調整を行うものとする。

このため、廃棄物・リサイクル対策班は、地域ごとに処分施設の把握に努め、所要の資料の整理をしておくものとする。

ウ 倒壊家屋等の解体・撤去に必要な機材及び人員（1班編成）

区分	数量	備考
大型ダンプ車	6	（1班の1日の作業量192トン） ※ 次の条件による作業の場合 (1) 搬出場所が往復1時間の場所にある (2) 積み込み作業に10分間を要する (3) 大型ダンプの積載量を4t （10tダンプ×40%）とする。 (4) 稼働時間を8時間とする。
大型ブルドーザー	1	
トラクターシャベル	1	
バックホー	1	
作業員	3	

※ 機材には運転手及び操作員付きである。

(7) 有害性・危険物性廃棄物

有害性・危険性がある廃棄物は、業者取引ルートでの整備等の対策を通じて適正に処理する。

区分	項目	収集方法	処理方法	
有害物質を含むもの	廃農薬、殺虫剤、その他薬品（家庭医薬でないもの）	販売店、メーカーに回収を依頼／廃棄物処理許可者に回収・処理依頼	中和・焼却	
	塗料・ペンキ	回収・処理依頼	焼却	
	廃乾電池類	密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池（ニッカド電池）、ニッケル水素電池、リチウムイオン電池	リサイクル協力店の回収（箱）へ	破碎、選別、リサイクル
		ボタン電池	電気店等の回収（箱）へ	
		カーバッテリー	リサイクルを実施しているカー用品店・ガソリンスタンドへ	破碎、選別、リサイクル（金属回収）
	廃蛍光灯	回収（リサイクル）を行っている業者へ	破碎、選別、リサイクル（カレット、水銀回収）	

危険性があるもの	灯油、ガソリン、エンジンオイル	購入店、ガソリンスタンド	焼却、リサイクル
	有機溶剤（シンナー等）	販売店、メーカーに回収依頼／廃棄物許可者に回収・処理依頼	焼却
	ガスボンベ	取引販売店への返却依頼	再利用、リサイクル
	カセットボンベ・スプレー缶	使い切ってから排出する場合は、穴をあけて燃えないゴミとして排出	破砕
	消火器	購入店、メーカー、破棄物処理許可者に依頼	破砕、選別、リサイクル
感染性廃物（家庭）	使用済注射針、使い捨て注射器等	地域によって自治体で有害ごみとして収集、指定医療機関での回収（使用済注射器針回収薬局等）	焼却・溶融、埋立

(8) 津波堆積物の処理

津波堆積物の取扱いについては、悪臭などにより人体や生活環境への影響が懸念されるへドロを優先して処理を進める。

(9) 思い出の品等の取扱い

写真や位牌、賞状等の所有者によって価値のある思い出の品等については、町（復旧対応班、応急対応班、総括班）で保管・管理・返却を行うとともに、貴重品・有価物については警察に届け出る。有害性・危険性がある廃棄物は、業者引取ルートの整備等の対策を通じて適正に処理する。

(10) 死亡獣畜処理

ア 牛、馬、豚、山羊、めん羊の死体処理は、死亡獣畜取扱場で処分する。

イ 死亡獣畜取扱場において処分することが困難な場合は、知事（岩国健康福祉センター（環境保健所））の指示により処分するものとする。

(12) 放射線物質の処理

大規模災害時には、放射性物質を管理又は使用する事業所の被災も考えられ、これらの物質の取扱いについては、他のゴミ、がれき等と同様な取扱をすることは極めて危険である。

このため、これの処理方法については、別に処理要領等を定め処理するものとする。

6 一般廃棄物の処理施設の復旧

町（復旧対応班（住民サービス課））は、処理施設の復旧に当たっては、事故防止等安全対策に十分注意し、機能の早期回復を図る。

第2項 し尿処理計画

災害によるライフライン、下水道施設等の被災に伴い、通常の上尿処理が困難になることが予想される。

このため、被災地における衛生環境の確保の観点から、家庭、避難所等におけるし尿処理について、必要な事項を定める。

1 実施機関

被災地域のし尿処理は、町長（復旧対応班（住民サービス課））が実施する。

2 し尿排出量の推定

し尿排出量は、1人1ヶ月約50リットルとして計算する。

項目	計算式、パラメーター等
し尿収集必要量	災害時におけるし尿収集必要人数×一人1日平均排出量＝仮設トイレ必要人数＋非水洗化区域し尿収集人口）×一人1日平均排出量
仮設トイレ必要人数	避難者数＋断水による仮設トイレ必要人数

断水による仮設トイレ必要人数	$\frac{[\text{水洗化人口} - \text{避難者数}] \times (\text{水洗化人口} / \text{総人口}) \times \text{断水率} \times 1}{2}$
非水洗化区域し尿収集人口	$\text{し尿収集人口} - \text{避難者数} \times (\text{し尿収集人口} / \text{総人口})$
一人1日平均排出量	$\text{し尿収集量} / \text{し尿収集人口}$

### 3 し尿処理の方式

#### (1) 被災地区

電気、水道等の供給停止により、従前の住宅で生活ができなくなった被災者は、避難所で収容保護することが原則であるが、被害の状況により、従前住宅での生活が確保できる者も多数存在することから、地域の実情を勘案し、付近の公園、空地等に素堀式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

#### (2) 家庭

水洗トイレの使用が水道の被災により不可能になった場合、溜め置きの水、配布される水等を利用するとともに、地区内に設置する仮設トイレ等を利用する。

#### (3) 避難所

避難者の人数、水洗トイレの使用の可否、素堀の可否等避難所の状況により、素堀式又は便槽付きの仮設トイレを確保する。

#### (4) 町（総括班、避難住民対応班）及び県は、仮設トイレの確保のため、山口県衛生仮設資材事業協同組合及び民間リース業者との間の協力体制の確立及び仮設トイレの所有状況等を把握し、所要の資料を整備するものとする。

#### (5) 野外仮設トイレの設置

避難所開設等に伴う野外仮設トイレの設置は、概ね次によるものとする。

項目	計算式、パラメータ等
仮設トイレ必要基数	$\text{仮設トイレの必要人数} / \text{仮設トイレの設置目安}$
仮設トイレ設置目安	$\text{仮設トイレ容量} / \text{し尿の一日1人あたり平均排出量} / \text{収集頻度}$
仮設トイレ容量	400l とする。
収集頻度	3日/回

#### 注意事項

- ・立地条件を考慮し、漏洩等により地下水が汚染しないような場所を選定して設置し、閉鎖に当たっては、し尿を汲み取った後、消毒を実施し、埋没するものとする。
- ・迅速な建設を必要とすることから、工事担当課、関係業者との間の連絡協力体制を整備しておくものとする。

#### (6) 災害時要援護者への配慮

仮設トイレの設置等については、障害者や高齢者等の災害時要配慮者に配慮するものとする。

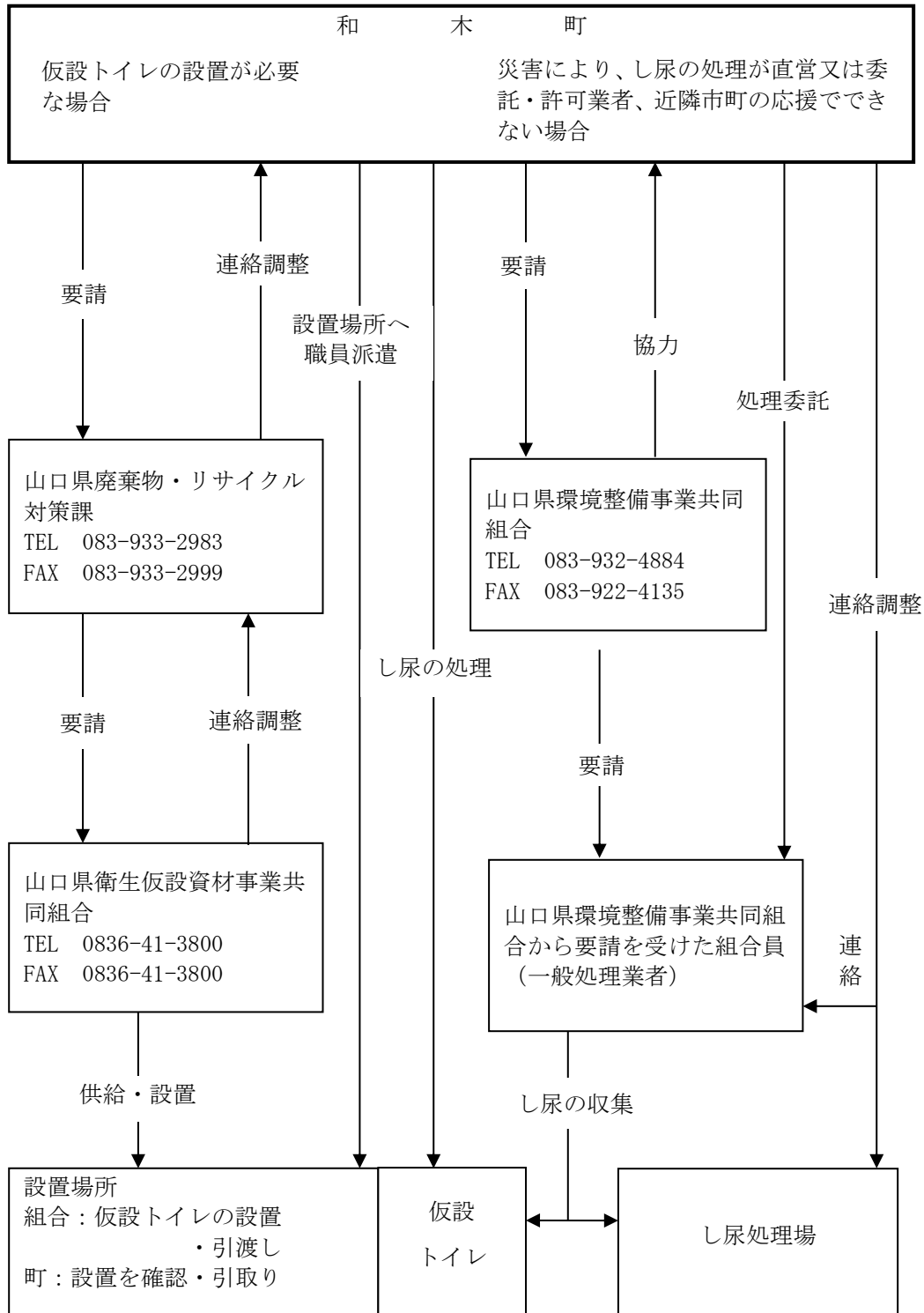
### 4 処理体制の整備

#### (1) 町（復旧対応班（住民サービス課））は、民間業者及び近隣市町に応援を求め、速やかに処理体制を整えるものとする。

このため、あらかじめ民間のし尿処理関連業界及び近隣市町等との間に、災害時における人員、資機材等の確保について迅速かつ積極的な応援が得られるよう、必要な体制を整えておくものとする。



(2) 対策系統



5 処理対策

(1) 避難所、空地等の仮設便所のし尿収集は、衛生環境の確保の観点から優先的に行うこととする。

また、水洗トイレの使用者に対し、断水に対処するため、水の汲み置き等の必要性について

広報活動を通じ指導する。

(2) 収集運搬体制

運搬車	作業員	1日処理戸数	備考
1台	3人	30戸	運搬車：バキュームカー1.8トン

第3項 障害物除去計画

障害物の除去は、災害の発生に伴い各種の障害物が一般住家、道路、河川、港湾等に運び込まれ、住民の日常生活や業務機能の維持確保に支障を及ぼすことが予想される。このため、これらの障害物の除去に必要な対応について定める。

1 住居関係障害物の除去

救助法が適用された災害によって、土石、竹木等の障害物が、住家等に運び込まれ、日常生活を営むうえで支障をきたしている者に対し、これらの障害物を除去することにより、その被災者を保護するために実施するものである。

(1) 実施機関

ア 救助法が適用された災害による障害物の除去は、町長（復旧対応班）が実施する。（救助法が適用された都度、知事から委任）

イ 県は、大規模災害発生の場合は、被害も広域、甚大となることから、関係機関との連絡調整をし、除去活動が円滑に実施されるよう努める。

(2) 障害物除去の対象者等

次の各条件を満たした者とする。

ア 対象者

被保護者、要保護者等で、自らの資力及び労力では障害物の除去を行うことができない者

イ 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

ウ 住家は、半壊又は床上浸水したものであること。

エ 日常生活に欠くことのできない場所（居室、炊事場、便所等）に運び込まれた障害物に限られること。

(3) 障害物除去の方法

ア 対象世帯の調査・選定

半壊及び床上浸水した全世帯（被災世帯）を明らかにして、それぞれの世帯人数、職業、年収、世帯状況（被保護者、身障世帯、高齢者世帯、母子世帯、要保護世帯等の別）、町民税課税状況（非課税、均等割、所得割の別）、被害状況を調査し、資格を満たす者を対象として「障害物除去対象者名簿」を作成する。

イ 除去作業の実施

(ア) 町長が賃金職員等を動員し、機械器具等を借上げて直接実施する。

(イ) 労力、機械等が不足する場合は、県（救助総務班）、隣接市町からの派遣を求めるものとする。

(ウ) 集積地等については、あらかじめ定めておき、一時集積するなどして作業の円滑化を図るものとする。

(4) 障害物除去の実施期間

ア 発生の日から10日以内とする。

イ 激甚災害等の状況のため、上記の期間内に実施することができないときは、知事は、厚生労働大臣に対し特別基準（期間延長）の協議を行うものとする。

(5) 救助法の適用がない場合の処理

災対法第62条の規定に基づき、町が、除去の必要を認めた者を対象として、障害物の除去を実施する。

2 その他の障害物の除去

道路、河川等の公共土木施設等に関わる障害物は、各種の応急対策活動を円滑に実施するに当たって大きな支障となることから、これら施設の障害物の除去について必要な事項を定める。

(1) 道路関係障害物の除去計画

道路上の落下物、建物工作物倒壊等による障害物の除去については、町、県、関係機関が協

力して総合的除去対策を立て、必要な措置を講じる。  
特に、緊急啓開路線については、優先的に実施する。

関名	対 策
町	道路上の障害物の状況を調査し、速やかに県土木建築対策部に報告するとともに、所管する道路上の障害物を除去する。また、関係機関と連絡をとり、相互協力するものとする。
県 (土木建築対策部)	出先機関、町、関係機関からの状況報告に基づき、国土交通省に報告するとともに、総合的除去対策を立て、必要な指導、調整を行うとともに、所管の道路上の障害物を除去する。
警察	交通確保の観点から、交通の妨害となっている障害物の除去について道路管理者及び関係機関に連絡して、復旧の促進に協力するものとする。
国土交通省 中国地方整備局	所管する道路について県、町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。
西日本高速道路 株式会社	所管する道路について県、町、関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき、障害物を除去する。

## (2) 河川・港湾関係障害物除去計画

機関名	対 策
町	所管する施設に係る障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。
県 (土木建築対策部) (農林水産対策部)	所管する施設に係る障害物を除去する。 一次対策としては、物資輸送、配送等の拠点として活用する施設等について障害物を除去する。 早急に除去することが困難な場合は、障害物に標識を付して、海上保安部・署に連絡するなどの措置をとる。
国土交通省 中国地方整備局	所管する河川について、県・町・関係機関等からの情報あるいは自らの調査に基づき障害物を除去する。
海上保安部・署	海難船舶又は漂流物、その他の物件により、船舶交通の危険が生じ、又は生ずるおそれのあるときは、関係機関に通報し、速やかに航行警報等必要な応急措置を講じる。併せて、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

## (3) 汚物

一般的には廃棄物処理法の規定により実施されるものであるが、汚物が生活上著しい障害となっている場合、救助法による救助として除去することができる。

## 第4節 動物愛護管理計画

災害の発生により、被災地では、人に危害を加えるおそれのある特定動物の逸走や被災動物の発生が予想される。

被災住民の安定や動物愛護の観点から、これらへの対応が遅滞なく行われる必要がある。

### 第1項 特定動物の逸走防止等

#### 1 原則、飼養者とする。

県は、関係機関と連携して飼養者に対し、逸走防止対策等を指導する。

#### 2 実施方法

飼養者は、災害の発生に際して採るべき措置について関する計画をあらかじめ作成するもの

とし、災害が発生した時には、速やかに特定動物の保護並びに特定動物の逸走を防止する措置を行う。

県は、被災地において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はその恐れがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者、関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

## 第2項 被災動物の救護

被災時には、飼い主不明や負傷した愛護動物の発生等が考えられ、これらの被災動物の救護等について、適切な対応が求められる。

このため、町、関係機関、関係団体等と連携し、災害に備え被災動物の救護体制を整備する。

### 1 実施機関等

原則、飼い主とするが困難な場合は、県及び町が関係機関等と連携して実施する。

### 2 飼い主の責務

飼い主は、逸走した動物の飼い主のもとにかえることができるようにするために、名札やマイクロチップ等で所有者標示を行うように努める。

また、避難する際は、動物の同行と適正な管理に努める。

### 3 被災動物の救護体制

#### (1) 被災地域における愛玩動物の保護・収容

(公社)山口県獣医師会は、飼い主不明や負傷した愛玩動物の保護、治療を行うため、動物救護本部を設置する。

県及び町は(公社)山口県獣医師会に協力し、必要な支援を行う。

県は飼い主不明や負傷した愛玩動物について、町、関係団体等と協力して保護し、動物愛護センター又は保健所の収容施設に収容する。

#### (2) 愛玩動物の飼育場所の設置

町は、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を避難所の隣接地に設置するように努めるものとする。

#### (3) 避難所における指導

県は、避難所を設置する町と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼養の指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

#### (4) 他自治体への応援要請

県は、県単独では愛玩動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口9県災害時愛護動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。